

## 道路交通法の改正と主な内容

愛知県警察本部交通総務課 稲山 浩司

平成13年中の愛知県内の交通事故死者数は、403人と前年を40人下回ったものの、負傷者数は7万人を超えるなど11年連続して増加している情勢下にある。こうした情勢は全国的にも同じような傾向で、飲酒運転をはじめとした悪質違反による事故も後を絶たない現況である。

一方、規制緩和の推進、高齢化社会・障害者の社会参加の進展に応じたバリアフリー化社会への対応、高度情報通信ネットワーク社会の形成への社会的要請が高まっている。

このような情勢を受けて第151回国会において、運転免許証の有効期間の延長、第二種運転免許に関する規定の整備、障害者に係る運転免許の欠格事由の見直し、悪質・危険な運転者等に対する罰則の強化、身体障害のある歩行者等の保護に関する規定の整備、交通情報の提供に関する規定の整備等を主な内容とする道路交通法の一部を改正する法律が成立し、本年6月1日から施行された。その中から、飲酒運転の罰則強化を重点にその趣旨と内容について説明をする。

昨年、本県での飲酒運転による交通死亡事故は、67件と死亡事故の6件に1件は飲酒運転による事故となっている。中でも飲酒程度の高い酒酔い運転による死亡事故は、22件で3年連続全国1位と不名誉な結果である。

### 飲酒運転の罰則強化に関する改正内容

- ・ 罰則の強化

違反行為	改正前	改正後
酒酔い運転	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 罰則の対象となる酒気帯び運転のアルコール体内保有濃度の引き下げ（道路交通法施行令）

改正前	改正後
呼気1リットルにつき0.25ミリグラム（血液1リットルにつき0.5ミリグラム）	呼気1リットルにつき0.15ミリグラム（血液1リットルにつき0.3ミリグラム）

- ・ 行政処分点数の引き上げ（道路交通法施行令）

違反行為	改正前	改正後
酒酔い運転	15点	25点
酒気帯び運転（0.25 mg/l 以上）	6点	13点
酒気帯び運転（0.15 mg/l 以上 0.25 mg/l 未満）	点数なし	6点

飲酒運転の危険性については、ほとんどのドライバーは認識していると思われるが、交通事故総合分析センターによると、少しの酒気帯びでも、飲酒なしの場合と比べて死亡事故率が1.6倍強、死亡・重傷事故率も1.3倍強に上がると分析している。

酒気を帯びて運転し事故を起こす者は、その危険性を自分自身が十分自覚していないところにある。一見正常そうに感じられる裏側で、

視力の低下や気付かぬ程度の心身機能の乱れが思わぬミスを招きかねないものである。

そうした実態を踏まえ、飲酒運転の本当の危険性に対する理解を促すことこそが飲酒事故防止の根本であると考えます。

警察としては、飲酒運転の取り締まりの強化をはじめ、あらゆる機会を捉えた広報・啓発活動を活発に推進し、飲酒運転の防止を図っていく。